申告所得税

2 - 3 青色申告者

(1)所得階級別人員

階級区分	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
	人	人	人	Α
70万円以下	681	91	186	958
100万円 "	1,432	118	287	1,837
150万円 "	3,454	547	1,373	5,374
200万円 "	4,365	861	1,915	7,141
250万円 "	4,338	1,150	2,473	7,961
300万円 "	3,896	1,242	2,499	7,637
400万円 "	5,684	2,212	4,402	12,298
500万円 "	3,246	1,661	3,601	8,508
600万円 "	1,975	1,086	2,825	5,886
700万円 "	1,117	620	2,353	4,090
800万円 "	678	358	1,773	2,809
1,000万円 "	795	314	2,420	3,529
1,200万円 "	419	106	1,374	1,899
1,500万円 "	427	54	1,336	1,817
2,000万円 "	526	21	1,280	1,827
3,000万円 "	447	9	1,109	1,565
5,000万円 "	341	1	826	1,168
5,000万円超	188	-	409	597
合計	34,009	10,451	32,441	76,901

調査対象等: 平成 15 年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成 16 年 3 月 31 日の合計所得により

階級区分して、その分布状況を示したものである。

用語の説明: 「青色申告」とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をしてこれに基づいた正確な申告と適正な納税をすることを目的として設けられている制度である。青色申告が認められているのは不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずる業務を行う者であり、青色申告をした者には税額計算上種々の特典がある。